



富士市告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成23年3月30日

富士市長 鈴木 尚

あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
1 大字前田字鍋蓋567番5及び567番6並びに大字中河原字下道下167番1及び167番18の地先公有水面埋立地 386.56平方メートル	大字前田字鍋蓋
2 大字前田字鍋蓋567番5の地先公有水面埋立地 177.49平方メートル	大字前田字鍋蓋